

**手続名**  
国民健康保険資格喪失に係る手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

**手続説明**

・概要  
社会保険など公的な健康保険の資格を取得された場合や、富士見市の国民健康保険に入っていて他市区町村に引っ越す場合などに富士見市国民健康保険を喪失していただく手続きです。

・対象者  
国民被保険者で下記に該当した方

- ・他の市区町村へ転出する
- ・勤務先の健康保険に入る
- ・家族の健康保険の扶養となった
- ・死亡した
- ・生活保護を受ける

・提出期限  
事由が発生した日から原則として14日以内

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

・国民健康保険被保険者証

以下のうち各事由に該当するもの

- ・社会保険等の保険証または保険資格取得証明書（勤務先の健康保険に加入した場合）
- ・生活保護開始決定通知書（生活保護を受ける場合）

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku\\_kyufu/2017-0524-1607-16.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2017-0524-1607-16.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
あり	あり